

日本感染症学会 専門医育成経過措置要綱

平成 20 年 4 月 17 日制定

平成 20 年 10 月 16 日改正

平成 21 年 3 月 24 日改正

平成 24 年 4 月 25 日改正

I. 連携研修施設について

連携研修施設申請資格

- 1) 指導医または暫定指導医が 1 名以上常勤していること。
- 2) 本学会の研修カリキュラムに基づく研修が可能であること。
- 3) 認定研修施設との十分な連携下に定期的指導教育体制がとられていること。
- 4) 良質な感染症の診療体制がとられていること。

連携研修施設の申請

連携する認定施設の指導医の推薦書を添えて、専門医制度審議委員会に文書で申請する。
専門医制度審議委員会がこれを審査する。

II. 暫定指導医について

感染症専門医制度の円滑な運営を図るために限られた期間、暫定指導医制度を設ける。

暫定指導医申請資格

以下の 1)～3) のいずれかの条件を満たすとき、暫定指導医と認定し指導医に準ずる資格を付与する。

- 1) 感染症専門医を取得して 5 年未満の者（但し、平成 22 年 3 月 1 日以降は指導医講習会を 2 回以上*受けていることを条件とする）。
- 2) 感染症専門医は取得していないが、次の条件を全て満たす者。
 - (1) 申請時点に日本感染症学会員歴 6 年以上で、学会費を完納している者。
 - (2) 基本領域学会の専門医（認定医）を取得している者。
 - (3) 感染症の臨床に関して、筆頭者としての論文発表 1 編、筆頭者としての学会発表 2 編の計 3 編あること。
 - (4) 指導医講習会を 2 回以上*受けている者（平成 22 年 3 月 1 日から適用する）。
- 3) その他、専門医制度審議委員会で認められた者。

暫定指導医の申請

連携する認定施設の指導医の推薦書を添えて、専門医制度審議委員会に文書で申請する。

専門医制度審議委員会がこれを審査する。

新たな暫定指導医の認定申請は平成 30 年 2 月末を期限とする。

暫定指導医の更新について

暫定指導医資格の有効期限は 5 年間とし、更新は認めない。

暫定指導医から専門医、指導医への移行の優遇について

- ・上記 II の 1) による暫定指導医は、専門医を取得してから 5 年に達した時点で申請書の提出のみで、審査なしで指導医に移行する。指導医の更新時期はその 5 年後とする。
- ・上記 II の 2) または 3) による暫定指導医は、暫定指導医としての期間と過去の研修施設（連携研修施設を含む）での研修期間の通算で 3 年に達した時点で専門医への受験資格を得る。
- ・上記 II の 2) または 3) による暫定指導医が暫定指導医の期間中に感染症専門医の資格を取得した場合は、通算 5 年で指導医となれる。

Ⅲ. 連携研修施設における研修期間について

専門医試験受験には、3年間本学会が認定した研修施設で感染症の研修をすることが必要とされている。但し、暫定指導医による連携研修施設での研修年限は以下のとおりとする。

- ・暫定指導医が上記Ⅱの1)による場合は連携研修施設での研修期間1年を1年と算定する
(平成20年4月1日に遡って適用する)。
- ・暫定指導医が上記Ⅱの2)または3)による場合は連携研修施設での研修期間1年を0.75年と換算する。

Ⅳ. 指導医講習会について

日本感染症学会総会学術講演会及び地方会学術集会の会長が企画し、専門医制度審議委員会で審議し承認する。企画の内容は指導医の養成及び資質向上に相応しいものとし、1企画1時間以上であることが望ましい。

※暫定指導医資格取得のための講習会参加は、1回の学会で複数の指導医講習会に出席しても、参加回数は1回と数えることとする。